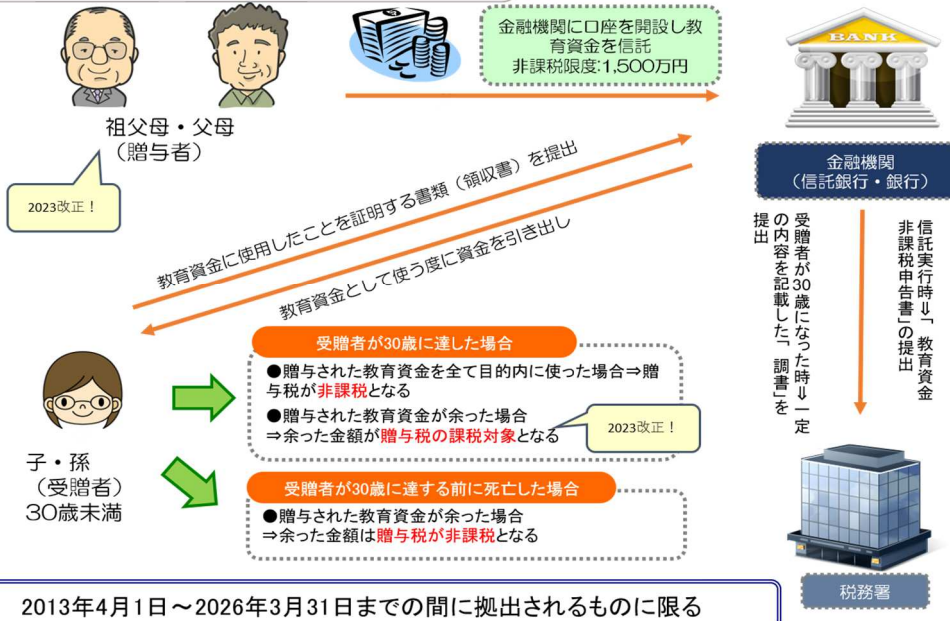


教育資金一括贈与の特例



TAX ニュースレター

東栄税理士法人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2023/04月号

教育資金一括贈与：今後も使っていい人は

これまでは有効だったが…

今月も2023年度税制改正第3弾、教育資金一括贈与に関する改正です。相続税対策として非常に流行しているこの特例が**一部変更の上2026年3月31日まで3年間延長**されました。

教育資金一括贈与の特例とは、親や祖父母から教育資金の一括贈与を受けた場合に子や孫一人あたり1500万円まで贈与税を非課税にするという特例です。教育資金の実費をその都度負担することは扶養義務の範囲内として当然非課税ですが、この特例はそれを事前に一括して贈与できるというのが特徴です。また、親や祖父母が亡くなったときは一括贈与した資金に残額があっても相続税の対象外になるという大盤振る舞いの制度であったことから、制度創設以来相続税対策として非常に流行していました。つまり、この特例の**最大のメリットは高齢の祖父母等から孫等へ贈与した直後に相続が起こり、大半を使い切っていなかったとしても通常相続税が課税されない**、ということにあります。

財産5億円以下なら○

これが2023年4月1日以後の贈与から**財産が5億円を超える相続の場合にはその時点での使い残しに対して相続税の対象とする**、とされました。これにより、左記の最大のメリットが失われてしまいましたので、**財産が5億円を超えるような人は使わない方が良いでしょう**。なぜなら、左記のとおりそもそも実費は非課税なのですからわざわざがんじがらめの制度は使わずに都度負担してあげればいだけ、ということになるからです。逆に言えば、**財産が5億円以下の人は今後も変わらず有効だということになりますので積極的に適用**を考えましょう。

富裕層優遇との批判もあるこの制度は10年間残り続け、ついに財産に縛りが入りました。でも今回外れるような富裕層は既に大半が適用済みですので用無しとなっただけです。このように、やはり税制は「期間限定商品」があるのも事実ですので、日々の学習を怠らないことが肝要です。

今月のコメント

2023年度税制改正法案が先月可決されました。税制とは直接関係ありませんが、岸田内閣は今更ながら異次元の少子化対策と銘打って経済的にも様々な対策をするそうです。その中の1つが児童手当の所得制限の撤廃や延長だそうです。はっきり言って全くもって「異次元」ではないレベルで、この程度のことで騒ぐようではこの先が思いやられます。本気で少子化対策する気がないしと思えません。それよりも心配なのは扶養控除について指摘している報道等が少ないことです。民主党政権時代のこども手当、その後児童手当に戻る際のどさくさに紛れて現在16歳未満の扶養控除が無くなっています。元々児童手当+扶養控除だった訳ですから財源がどうのこうの言うのであればとりあえず扶養控除を復活させればいいのではないのでしょうか？まさか児童手当の延長の代わりに扶養控除をさらに無くしたりしませんよね…怪しい雰囲気があります(笑)

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp